



# 和解書

■■■■ (以下「甲」という) ■■■■ 株式会社 (以下「乙」という) 間の下記物件についての  
敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

記

大阪市北区 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 号室

1. 乙は甲に対し、敷金 160,000 円 の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成 23 年 3 月 15 日限り、下記口座に振り込んで支払う。  
振込手数料は、乙の負担とする。  
振込先            新生銀行            本店  
                     普通預金            ■■■■  
                     口座名義人        ■■■■
3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。
4. 甲は本件和解書の内容について、第三者に開示しないものとする。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、署名捺印 (記名押印) のうえ各自その 1 通を保管するものとする。

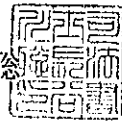
平成 23 年 3 月 4 日

甲

大阪府枚方市 ■■■■

京都府京田辺市山手南 2 丁目 1-4  
ハチセンビル 3 号館 303 号

甲代理人 司法書士 長谷川 聡  
(認定番号 第 213094 号)



乙

吹田市 ■■■■

■■■■ 株式会社

代表取締役 ■■■■

